

2008年6月20日

諸外国の外国弁護士受入制度について

I 「外国弁護士受入制度」を論ずる際の枠組み

1. 資格の相互承認

外国の弁護士相当職資格をもって内国の弁護士と同等の資格とみなし、同等の業務を認める。(EU域内等)

2. リミテッド・ライセンス

外国の弁護士相当職資格者に、一定の要件のもとで限定的な法律事務取扱いを認める。(日本の外国法事務弁護士、米国の Foreign Law Consultant 等)

3. フル・ライセンス

A 外国の弁護士相当職資格者に、簡易な適性試験等(ただし内国言語での)で内国の弁護士資格を与える。(フランス等)

B 外国の弁護士相当職資格者に、法曹試験受験資格を与える。

* 資格制度がないところではそもそも「外国弁護士受入」ということが問題とならない。

II リミテッド・ライセンス制度の中での比較

1. 主要国の外観 → 表 参照

2. チェックポイント

- (1) 資格要件(職務経験年数等)
- (2) 資格国法以外の法に関する法律事務を取扱えるかどうか
- (3) 内国弁護士との共同経営、内国弁護士の雇用が認められているか
- (4) 内国弁護士の資格者団体に加入するかどうか
- (5) 透明性

III 相互主義の問題 特に米国(22州で受入なし)

※米国はWTO加盟国であるので、条約・法律上は相互主義の適用はない。

以上